

市議会定例会

6月市議会定例会終る

一般会計補正予算 92.308千円

六月市議会定例会は29日に招集され、7月3日に閉会しました。
主な議案は次のとおりです。

- ▲教育委員会委員の報酬額及び費用弁償額（旅費）並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について
- ▲都市計画事業費起債の専別会計補正予算について
- ▲昭和39年度白石市各種特決処分について
- ▲教育委員会委員の報酬額
- ▲費用弁償額（旅費）並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について
- ▲市行造林施行に伴う地上設置契約締結について
- ▲白石市立小原小学校西分校設置について
- ▲昭和39年度白石市各種特別会計補正予算

- ▲過年発生補助災害復旧事業費起債の専決処分について
- ▲昭和39年度白石市一般会計補正予算
- ▲白石市課設置条例の一部を改正する条例について
- ▲白石市職員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- ▲白石市消防団条例の一部を改正する条例
- ▲白石市社会福祉事務所設置に関する条例の一部改正
- ▲白石市市民体育館兼市民会館使用料
- ▲良村振興（上寒成）林道開設
- ▲林道改良（板橋）橋梁改修



発行所
白石市役所企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代)2111
発行定日 毎月15日
(売価1部2円)

市民体育館兼市民会館使用料

会館条例、施行規則により次のように使用料が徴収されます。

区分 室別	平日使用的場合				土曜日使用的場合				日曜日、祝日使用的場合			
	午前 8時～ 12時	午後 0時～ 5時	夜間 5時～ 10時	全日 10,700	午前 8時～ 12時	午後 0時～ 5時	夜間 5時～ 10時	全日 20,700	午前 8時～ 12時	午後 0時～ 5時	夜間 8時～ 10時	全日 22,300
大ホール	5,000	6,300	10,000	18,700	5,000	8,300	10,000	20,700	6,600	8,300	10,000	22,300
ステージのみ	2,000	2,500	5,000	8,500	2,000	3,500	5,000	9,500	2,800	3,500	5,000	10,300
第一集会室	800	1,000	3,000	4,500	800	2,000	3,000	5,500	1,600	2,000	3,000	6,300
第二集会室	600	800	2,600	3,500	600	1,500	2,600	4,500	1,400	1,500	2,600	5,000
第三集会室	300	400	1,500	2,300	300	800	1,500	2,800	700	800	1,500	3,200
特別室	600	700	800	2,000	600	700	800	2,000	600	700	800	2,000
展示ホール	500	1,400	2,300	3,500	500	1,600	2,300	4,500	1,300	1,600	2,300	5,300

四、展示ホールの使用を許可する場合は展示を主目的として使用する場合に限り許可するものとする。

三、特別室は他の集会室との併用のみに許可し特別室のみの使用は許可しない。

五、展示ホールを展示会等

六、屋内電灯、臨時電灯及び電力、その他の附帯設備を使用した場合に使用料は常利的目的に使用する場合の使用料は五割増とする。但し公共的団体の使用の場合は三割増とする。

備考	第一条 白石市市民体育館兼市民会館の使用料徴収規則	白石市市民体育館兼市民会館	
		第二条 屋内電灯を使用した場合は次の表により電灯料を徴収する。	第三条 第一集会室 大ホール ステージ
一、午後十時以降にわたる場合は午後十一時を限度として、その超過時間に對し一時間当たり五割増の使用料を徴収する。	各室一時間当たり電灯料金	第一集会室 一八〇円 第二集会室 一八〇円 第三集会室 一八〇円	第一集会室 一〇円 第二集会室 五〇円 第三集会室 四〇円
二、ステージのみの使用は	第四条 ピアノの使用は会場使用と併用する場合に限り許可するものとし、その使用料は三百円とする。	四〇円 四〇円 四〇円	四〇円 四〇円 四〇円
第三条 会館備付の拡声機	附則1.この規則は公布の日から施行し、昭和三十九年七月一日から適用する。	四〇円 四〇円 四〇円	四〇円 四〇円 四〇円

許可しない。但し、ホールの使用に支障がなく、かつ後日同会場を使用してなす行事のため練習等を目的とする場合

で昼夜そのまま継続して一日以上使用する場合は本表料金の二割増とする。使用者が会合者から入場料、その他これに類するものを徴収する場合又は常利的目的に使用する場合の使用料は五割増とする。但し公共的団体の使用の場合は三割増とする。

悪性伝染病を**防ぎましょう**

天候不順が続きますと自然に体力が弱り病原菌に対する抵抗力がうすれています。

患者をだしておられますから充分次のこととに注意してください。

【食物の注意】 青梅、キヤンデー、生魚はさけること。

【日常生活の注意】 (イ) 患者の家の出入りを絶対しないこと。 (ロ) 流水は絶対に使用しない。

【日常生活の注意】 (イ) 患者の家の出入りを絶対しないこと。 (ロ) 流水は絶対に使用しない。

【青梅、キヤンデー、生魚はさけること。】

夏と健康

犯罪のない明るいまち――

暴力をなくそう

○被害の届出を励行しよう

二、夏に多い病気

こういう気候では細菌の繁殖には極めて都合が良いわけです。

各種の伝染病や食中毒が猛威をふるい、また皮ふ病も多くの事故死も一年中で最も多い時期です。

伝染病の王座はやはり赤疫病、日本脳炎で7月に入つてから市内でも6才と12才の二名が発病してから昼夜で専い命を疫病病状でうはわれております。

一方太平洋の湿気を含んだ命ともいえるでしょう。

東風が季節風となつて我が國をおそくからです。最近では不快指数などという言葉も聞かれますが日本の宿

命ともいえるでしょう。

7月20日から「夏の防犯」を進めるにあたり、また全国的にオリンピックで「夏の防犯運動」をみんなで強力に体制をかためるいまち、すみよいまちづくりにご協力ください。そこで次のことをみんなで守り事件、被害をうけたときは早く警察に届けましょう。

町を明るくしよう。

戸締りを厳重にしよう。

戸締りを厳重にしよう。

戸締りを厳重にしよう。

戸締りを厳重にしよう。

戸締りを厳重にしよう。

戸締りを厳重にしよう。

戸締りを厳重にしよう。

(写真) 米沢と白石線道路舗装工事進む

7月は納期限

国民年金保険料の納期は

7月20日まで、8月10日まで、9月10日まで、10月10日まで、11月10日まで、12月10日まで

国民年金の被保険者が住所、氏名の変更及び資格喪失

申込手続

国民主金

7月20日付

農業委員会協力員委嘱

6月20日付

農業委員会協力員

申込手續

農業改良資金助成法の一部

改正に伴う農家生活改善資金

農業改良資金助成法の一部

農業改良資金助成法の一部

農業改良資金助成法の一部

農業改良資金助成法の一部

農業改良資金助成法の一部

改正に伴う農家生活改善資金

</



夏山は招く

……山の遭難を防ごう……

△職場又は一般の登山団体に必ず入り指導をうけること。

△他人と、あらそう意識をなくすこと。

△一回だけの勝負でない。

△自分の経験と体力に合致した山を選ぶこと。

△山登りは家をでて、家に帰り着くまでと考えること。

△初めての登山は、よいり

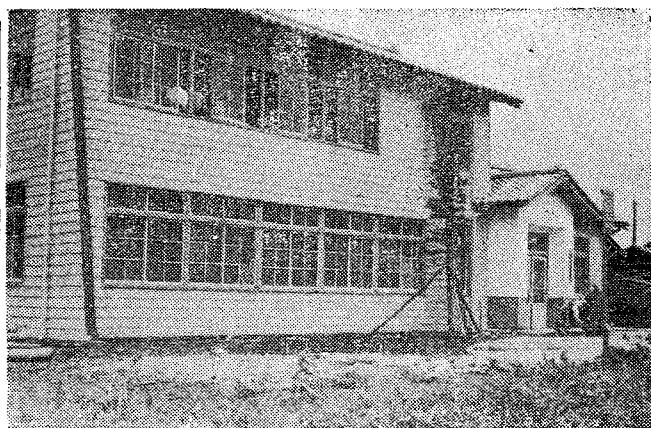
ーダーを選ぶこと。

電報電話局前にボックス公衆電話がつきました

暑中見舞ハガキ発売中

7月1日から暑中見舞ハガキが発売されております。裏面に鶏、茄子を刷りこんだ二種類です。暑中見舞ハガキのようにたくさんの方へ出しますが、とにかく「あて名や自分の住所」を省略しがちです。

(白石郵便局)



白石市公民館越河分館

このほど完成した越河分館は旧白石公共職業安定所の建物を改築したものでこの分館完成とともに社会教育の場として大いに役立つことと地区民はよろこんであります。

住 所 白石市越河五賀南台51の2

総坪数 74坪(2階建木造カワラ葺)

総工費 168万円(内訳土地代68万円建物100万円)

(写真……白石市公民館越河分館)

今月の納税

固定資産税 第2期

申告所得税 第1期

の納期限です